

議案第72号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の67.5」を「100分の92.5」に、
「100分の87.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中
「100分の67.5」を「100分の92.5」に、「100分の32.5」
を「100分の42.5」に、「100分の87.5」を「100分の112.
5」に、「100分の42.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,600	263,900	309,600	348,000
	2	169,700	266,100	312,000	350,600
	3	171,800	268,200	314,300	353,200
	4	173,900	270,400	316,600	355,800
	5	176,100	272,600	318,900	358,400
	6	178,200	274,900	321,200	361,000
	7	180,300	277,100	323,600	363,500
	8	182,400	279,300	325,900	366,000
	9	184,600	281,500	328,200	368,500
	10	186,800	283,800	330,500	370,900
	11	189,000	286,000	332,700	373,300
	12	191,200	288,200	334,900	375,700
	13	193,400	290,400	337,200	378,100
	14	195,300	292,600	339,500	380,400
	15	197,500	294,900	341,900	382,700
	16	199,600	297,200	344,300	384,900
	17	201,600	299,500	346,800	387,000
	18	203,800	301,800	349,200	389,100
	19	206,000	304,100	351,700	391,200
	20	208,200	306,400	354,200	393,200
	21	210,400	308,700	356,700	395,200
	22	212,600	311,000	359,100	397,100
	23	214,800	313,300	361,500	398,900
	24	217,000	315,600	363,900	400,600
	25	219,200	317,900	366,200	402,400
	26	221,200	320,200	368,500	404,100
	27	223,400	322,400	370,800	405,800
	28	225,600	324,700	373,000	407,500
	29	227,800	326,900	375,100	409,100
	30	230,000	329,100	377,200	410,600
	31	232,200	331,300	379,300	412,000
	32	234,400	333,400	381,200	413,400

33	236,600	335,600	383,100	414,800
34	238,700	337,700	384,900	416,100
35	240,800	339,800	386,600	417,400
36	243,000	341,800	388,200	418,600
37	245,100	343,800	389,700	419,700
38	247,300	345,700	391,100	420,800
39	249,500	347,500	392,500	421,900
40	251,700	349,400	393,800	422,900
41	253,900	351,200	395,100	423,900
42	256,100	352,900	396,300	424,800
43	258,300	354,500	397,500	425,700
44	260,500	356,200	398,600	426,600
45	262,700	357,800	399,700	427,400
46	264,900	359,400	400,600	428,200
47	266,800	361,000	401,600	428,900
48	269,000	362,500	402,600	429,600
49	271,200	364,000	403,600	430,300
50	273,400	365,400	404,500	431,000
51	275,600	366,800	405,400	431,600
52	277,800	368,200	406,300	432,200
53	280,000	369,600	407,100	432,800
54	282,200	370,900	407,900	433,400
55	284,400	372,200	408,700	434,000
56	286,600	373,500	409,500	434,600
57	288,800	374,700	410,300	435,300
58	290,900	375,900	411,000	435,900
59	293,000	377,000	411,700	436,500
60	295,100	378,100	412,400	437,100
61	297,200	379,200	413,100	437,700
62	299,300	380,300	413,700	438,300
63	301,400	381,300	414,300	438,900
64	303,500	382,300	414,900	439,500
65	305,600	383,300	415,500	439,900
66	307,600	384,200	416,100	440,400
67	309,700	385,100	416,700	440,900
68	311,800	386,000	417,300	441,400

再任用職員以外の職員

69	313,900	386,800	417,900	441,900
70	315,900	387,600	418,500	442,400
71	317,900	388,500	419,100	442,900
72	319,900	389,300	419,700	443,400
73	321,900	390,100	420,300	443,900
74	323,900	390,800	420,900	444,400
75	325,900	391,500	421,500	444,900
76	327,900	392,200	422,100	445,400
77	329,900	392,800	422,600	445,900
78	331,800	393,400	423,100	446,400
79	333,600	394,000	423,600	446,900
80	335,400	394,600	424,100	447,400
81	337,100	395,200	424,600	447,800
82	338,800	395,800	425,100	448,300
83	340,500	396,400	425,600	448,800
84	342,100	397,000	426,100	449,300
85	343,600	397,600	426,600	449,800
86	345,100	398,200	427,100	450,200
87	346,600	398,800	427,600	450,600
88	348,000	399,400	428,100	451,000
89	349,400	400,000	428,600	451,400
90	350,700	400,500	429,100	451,800
91	352,000	401,100	429,600	452,200
92	353,200	401,700	430,100	452,600
93	354,400	402,200	430,500	453,000
94	355,500	402,700	430,900	453,400
95	356,600	403,200	431,300	453,800
96	357,600	403,700	431,700	454,200
97	358,600	404,200	432,100	454,600
98	359,500	404,700	432,500	455,000
99	360,400	405,200	432,900	455,400
100	361,200	405,700	433,300	455,800
101	361,900	406,200	433,700	456,200
102	362,600	406,700	434,100	
103	363,300	407,200	434,500	
104	363,800	407,700	434,900	

105	364,400	408,200	435,300	
106	365,000	408,700	435,700	
107	365,600	409,200	436,100	
108	366,200	409,700	436,500	
109	366,800	410,200	436,800	
110	367,300	410,700	437,200	
111	367,800	411,200	437,600	
112	368,300	411,700	438,000	
113	368,800	412,200	438,400	
114	369,300	412,600		
115	369,800	413,000		
116	370,300	413,400		
117	370,800	413,800		
118	371,300	414,200		
119	371,800	414,600		
120	372,300	415,000		
121	372,800	415,400		
122	373,300	415,800		
123	373,800	416,200		
124	374,300	416,600		
125	374,700	417,000		
126	375,100	417,400		
127	375,500	417,800		
128	375,900	418,200		
129	376,300	418,600		
130	376,700			
131	377,100			
132	377,500			
133	377,900			
134	378,300			
135	378,700			
136	379,100			
137	379,500			
138	379,900			
139	380,300			
140	380,700			

141	381,100				
142	381,500				
143	381,900				
144	382,300				
145	382,700				
146	383,100				
147	383,500				
148	383,900				
149	384,300				
150	384,700				
151	385,100				
152	385,500				
153	385,900				
154	386,300				
155	386,700				
156	387,100				
157	387,500				
158	387,900				
159	388,300				
160	388,700				
161	389,100				
162	389,500				
163	389,900				
164	390,300				
165	390,700				
166	391,100				
167	391,400				
168	391,800				
169	392,200				
再任用 職員		233,600	273,300	295,900	334,700

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第23条第1項中「又は休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第23条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

第30条第2項中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の112.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の42.5」を「100分の37.5」に、「100分の112.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,600	259,200	304,100	341,700
	2	169,700	261,300	306,400	344,300
	3	171,800	263,400	308,700	346,900
	4	173,900	265,500	310,900	349,500
	5	176,100	267,700	313,200	352,100
	6	178,200	270,000	315,400	354,600
	7	180,300	272,100	317,800	357,100
	8	182,400	274,300	320,000	359,500
	9	184,600	276,500	322,300	361,900
	10	186,800	278,700	324,600	364,300
	11	189,000	280,900	326,700	366,600
	12	191,200	283,000	328,900	369,000
	13	193,400	285,200	331,100	371,300
	14	195,200	287,300	333,400	373,600
	15	197,100	289,500	335,700	375,800
	16	199,000	291,800	338,100	378,000
	17	200,800	294,000	340,500	380,100
	18	202,700	296,300	342,900	382,100
	19	204,700	298,600	345,400	384,200
	20	206,700	300,900	347,900	386,200
	21	208,700	303,200	350,400	388,100
	22	210,600	305,400	352,700	390,000
	23	212,500	307,700	355,100	391,800
	24	214,400	309,900	357,400	393,400
	25	216,300	312,200	359,700	395,200
	26	218,100	314,400	361,900	396,900
	27	220,100	316,600	364,200	398,500
	28	222,000	318,900	366,300	400,200
	29	223,900	321,000	368,400	401,800
	30	226,000	323,200	370,400	403,200
	31	228,100	325,300	372,500	404,600
	32	230,200	327,400	374,400	406,000

33	232,400	329,600	376,200	407,400
34	234,400	331,600	378,000	408,600
35	236,500	333,700	379,700	409,900
36	238,600	335,700	381,200	411,100
37	240,700	337,600	382,700	412,200
38	242,900	339,500	384,100	413,300
39	245,000	341,300	385,400	414,300
40	247,200	343,100	386,700	415,300
41	249,400	344,900	388,000	416,300
42	251,500	346,600	389,200	417,200
43	253,700	348,200	390,400	418,100
44	255,800	349,800	391,500	418,900
45	258,000	351,400	392,500	419,700
46	260,100	353,000	393,400	420,500
47	262,000	354,500	394,400	421,200
48	264,200	356,000	395,400	421,900
49	266,300	357,500	396,400	422,600
50	268,500	358,900	397,300	423,300
51	270,700	360,200	398,100	423,900
52	272,800	361,600	399,000	424,500
53	275,000	363,000	399,800	425,000
54	277,100	364,300	400,600	425,600
55	279,300	365,500	401,400	426,200
56	281,500	366,800	402,200	426,800
57	283,600	368,000	402,900	427,500
58	285,700	369,100	403,600	428,100
59	287,700	370,200	404,300	428,700
60	289,800	371,300	405,000	429,300
61	291,900	372,400	405,700	429,900
62	293,900	373,500	406,300	430,400
63	296,000	374,500	406,900	431,000
64	298,100	375,400	407,500	431,600
65	300,100	376,400	408,100	432,000
66	302,100	377,300	408,600	432,500
67	304,200	378,200	409,200	433,000
68	306,200	379,100	409,800	433,500

再任用職員以外の職員

69	308,300	379,900	410,400	434,000
70	310,200	380,700	411,000	434,500
71	312,200	381,500	411,600	435,000
72	314,200	382,300	412,200	435,500
73	316,100	383,100	412,800	435,900
74	318,100	383,800	413,400	436,400
75	320,100	384,500	413,900	436,900
76	322,000	385,200	414,500	437,400
77	324,000	385,800	415,000	437,900
78	325,900	386,400	415,500	438,400
79	327,600	386,900	416,000	438,900
80	329,400	387,500	416,500	439,400
81	331,100	388,100	417,000	439,800
82	332,700	388,700	417,500	440,300
83	334,400	389,300	418,000	440,800
84	336,000	389,900	418,500	441,200
85	337,400	390,500	419,000	441,700
86	338,900	391,100	419,400	442,100
87	340,400	391,700	419,900	442,500
88	341,800	392,300	420,400	442,900
89	343,100	392,800	420,900	443,300
90	344,400	393,300	421,400	443,700
91	345,700	393,900	421,900	444,100
92	346,900	394,500	422,400	444,500
93	348,000	395,000	422,800	444,900
94	349,100	395,500	423,200	445,300
95	350,200	396,000	423,600	445,700
96	351,200	396,500	424,000	446,100
97	352,200	397,000	424,400	446,500
98	353,100	397,400	424,700	446,800
99	353,900	397,900	425,100	447,200
100	354,700	398,400	425,500	447,600
101	355,400	398,900	425,900	448,000
102	356,100	399,400	426,300	
103	356,800	399,900	426,700	
104	357,300	400,400	427,100	

105	357,900	400,900	427,500	
106	358,500	401,400	427,900	
107	359,000	401,900	428,300	
108	359,600	402,400	428,700	
109	360,200	402,800	429,000	
110	360,700	403,300	429,400	
111	361,200	403,800	429,800	
112	361,700	404,300	430,200	
113	362,200	404,800	430,500	
114	362,700	405,200		
115	363,200	405,600		
116	363,700	406,000		
117	364,200	406,400		
118	364,600	406,800		
119	365,100	407,200		
120	365,600	407,600		
121	366,100	408,000		
122	366,600	408,300		
123	367,100	408,700		
124	367,600	409,100		
125	368,000	409,500		
126	368,400	409,900		
127	368,800	410,300		
128	369,200	410,700		
129	369,600	411,000		
130	369,900			
131	370,300			
132	370,700			
133	371,100			
134	371,500			
135	371,900			
136	372,300			
137	372,700			
138	373,100			
139	373,500			
140	373,900			

141	374,300				
142	374,700				
143	375,100				
144	375,400				
145	375,800				
146	376,200				
147	376,600				
148	377,000				
149	377,400				
150	377,800				
151	378,200				
152	378,600				
153	378,900				
154	379,300				
155	379,700				
156	380,100				
157	380,500				
158	380,900				
159	381,300				
160	381,700				
161	382,100				
162	382,500				
163	382,900				
164	383,300				
165	383,600				
166	384,000				
167	384,300				
168	384,700				
169	385,100				
再任用 職員		229,600	268,400	290,600	328,700

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成26年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成26年12月1日
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の、第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日から平成27年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づい

て支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 7 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の92.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の67.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の67.5</u>」とあるのは「<u>100分の32.5</u>」と、「<u>100分の87.5</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(地域手当)

第13条 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の20の範囲内の額とする。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

(地域手当)

第13条 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の18の範囲内の額とする。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日_____に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の80（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の92.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては

100分の100) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の80」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の47.5」とする。

4～7 略

100分の112.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～7 略

給与改定等の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																															
給 料 表	別表第1 第1条による改正 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（809円、0.20%）を解消するため、給料月額を引き上げる。 第2条による改正 1 地域手当の支給割合の引上げ（2ポイント）に伴い、給料月額を同率程度引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は、据え置く。																																																																																																																															
地 域 手 当	支給割合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">18%</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">20%</td> </tr> </tbody> </table>										現 行			改 正			18%			20%																																																																																																												
現 行			改 正																																																																																																																													
18%			20%																																																																																																																													
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合、5,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を支給する。																																																																																																																															
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正</th> <th colspan="3">第2条による改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.15</td> <td>0.675</td> <td>1.825</td> <td>1.15</td> <td>0.675</td> <td>1.825</td> <td>1.15</td> <td><u>0.80</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20</td> <td>0.675</td> <td>1.875</td> <td>1.20</td> <td><u>0.925</u></td> <td><u>2.125</u></td> <td>1.20</td> <td><u>0.80</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.60</td> <td>1.35</td> <td>3.95</td> <td>2.60</td> <td><u>1.60</u></td> <td><u>4.20</u></td> <td>2.60</td> <td>1.60</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table> 管理職員の支給月数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">第1条による改正</th> <th colspan="3">第2条による改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.95</td> <td>0.875</td> <td>1.825</td> <td>0.95</td> <td>0.875</td> <td>1.825</td> <td>0.95</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.00</td> <td>0.875</td> <td>1.875</td> <td>1.00</td> <td><u>1.125</u></td> <td><u>2.125</u></td> <td>1.00</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.20</td> <td>1.75</td> <td>3.95</td> <td>2.20</td> <td><u>2.00</u></td> <td><u>4.20</u></td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>4.20</td> </tr> </tbody> </table>										区 分	現 行			第1条による改正			第2条による改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.15	0.675	1.825	1.15	0.675	1.825	1.15	<u>0.80</u>	<u>1.95</u>	12月期	1.20	0.675	1.875	1.20	<u>0.925</u>	<u>2.125</u>	1.20	<u>0.80</u>	<u>2.00</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	<u>1.60</u>	<u>4.20</u>	2.60	1.60	4.20	区 分	現 行			第1条による改正			第2条による改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825	0.95	<u>1.00</u>	<u>1.95</u>	12月期	1.00	0.875	1.875	1.00	<u>1.125</u>	<u>2.125</u>	1.00	<u>1.00</u>	<u>2.00</u>	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	<u>2.00</u>	<u>4.20</u>	2.20	2.00	4.20
区 分	現 行			第1条による改正			第2条による改正																																																																																																																									
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																							
6月期	1.15	0.675	1.825	1.15	0.675	1.825	1.15	<u>0.80</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																							
12月期	1.20	0.675	1.875	1.20	<u>0.925</u>	<u>2.125</u>	1.20	<u>0.80</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																							
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25																																																																																																																							
合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	<u>1.60</u>	<u>4.20</u>	2.60	1.60	4.20																																																																																																																							
区 分	現 行			第1条による改正			第2条による改正																																																																																																																									
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																							
6月期	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825	0.95	<u>1.00</u>	<u>1.95</u>																																																																																																																							
12月期	1.00	0.875	1.875	1.00	<u>1.125</u>	<u>2.125</u>	1.00	<u>1.00</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																							
3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25																																																																																																																							
合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	<u>2.00</u>	<u>4.20</u>	2.20	2.00	4.20																																																																																																																							

期末手当 及び 勤勉手当	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正			第2条による改正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.65	0.325	0.975	0.65	0.325	0.975	0.65	<u>0.375</u>	<u>1.025</u>
	12月期	0.70	0.325	1.025	0.70	<u>0.425</u>	<u>1.125</u>	0.70	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
	合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	<u>0.75</u>	<u>2.20</u>	1.45	0.75	2.20
	再任用管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正			第2条による改正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.55	0.425	0.975	0.55	0.425	0.975	0.55	<u>0.475</u>	<u>1.025</u>
	12月期	0.60	0.425	1.025	0.60	<u>0.525</u>	<u>1.125</u>	0.60	<u>0.475</u>	<u>1.075</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
	合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	<u>0.95</u>	<u>2.20</u>	1.25	0.95	2.20
施行期日等	<p>1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表は平成26年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による給料表、地域手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当に係る改正は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができることとする。</p>									